芦屋市公共工事の前金払及び部分払に関する要領

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　前金払（第３条－第１１条）
第３章　中間前金払（第１２条－第１８条）
第４章　部分払（第１９条－第２６条）
第５章　雑則（第２７条－第３０条）
付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要領は，芦屋市が発注する公共工事の適正かつ円滑な施行を図るため，前金払及び部分払について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要領において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号の定めるところによる。

(1)　前金払　芦屋市財務会計規則（昭和４８年芦屋市規則第７号。以下「規則」という。）第６５条第３号の規定による前金払で，着工時に契約金額の一部を支払うこと。

(2)　中間前金払　規則第６５条第３号の規定による前金払で，工期半ばで前号に規定する前金払に追加して契約金額の一部を支払うこと。

(3)　前払金　前金払により支払われる金銭

(4)　中間前払金　中間前金払により支払われる金銭

(5)　部分払　契約により，工事の請負契約に係る出来高部分の検査に合格した部分に対し，その完済前に代価の一部を支払うこと。

(6)　部分払金　部分払により支払われる金銭

第２章　前金払

（前金払の対象）

第３条　前金払は，公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号。以下「保証事業法」という。）第５条第１項の規定による登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る工事（土木建築に関する工事の設計及び調査を除く。）の請負に係る契約で，次の各号に掲げる要件を全て満たすものについて行うものとする。

(1)　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事であること。

(2)　工期が６０日以上であること。

(3)　設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が５００万円以上であること。

２　市長が資金事情その他特別な理由があると認める工事については，前項の規定にかかわらず，前金払を行わないことができる。

（前払金の額等）

第４条　前払金の額は，契約金額の１０分の４以内とする。

２　債務負担行為又は継続費に基づき２以上の会計年度にわたる工事に係る事

業（以下「継続事業」という。）については，会計年度ごとに前金払を行うものとし，各会計年度分の前払金の額は，前項の規定にかかわらず，各会計年度における出来高予定額の１０分の４以内とする。

３　継続事業において，当該会計年度及びその翌会計年度の出来高予定額の合計額の１０分の４に相当する額（以下「合計前払金額」という。）が当該会計年度の予算の範囲内にあるときにおける前払金の額は，前項の規定にかかわらず，当該会計年度において合計前払金額とすることができる。

４　その他市長が必要と認める場合は，別に支払うべき時期及び分割方法を定めることができる。

（前金払の表示）

第５条　前金払の有無は，公告文又は公表文若しくは入札通知書又は見積通知書にこれを表示するものとする。

（前払金の保証契約の締結）

第６条　前払金を請求しようとする者は，その受注した工事の工期（継続事業にあっては，各会計年度における工事実施期間）を保証期間とする保証事業法第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を保証事業会社と締結しなければならない。

２　継続事業において，工事の出来高部分に相当する代価（以下「出来高額」という。）で前会計年度末におけるものが当該前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は，前項の保証契約を締結した者は，出来高額が当該出来高予定額に達するまで，前会計年度分の保証契約の保証期間を延長しなければならない。

（前払金の支払請求）

第７条　前払金の支払請求は，前条第１項の保証契約に係る保証証書に掲載されている保証金額の範囲内において，工事の請負に係る契約の締結の日から３０日以内（市長が必要があると認める場合は，市長が別に定める日まで）に，公共工事（前払金・中間前払金）請求書を市長に提出し，かつ，その保証証書を市長に寄託して行わなければならない。ただし、保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、当該保証証書を寄託したものとみなす。

２　継続事業において，前会計年度末における出来高額が当該前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は，当該出来高予定額に達するまでは，当該会計年度分の前払金の支払を請求することができないものとする。

（前払金の支払）

第８条　前払金は，前条第１項の請求を受けた日から起算して１４日以内に支払うものとする。ただし，市長が特別の理由があると認める場合は，その支払期限を延長することができる。

２　前項の規定による前払金の支払は，金融機関（保証事業会社が業務を委託した金融機関に限る。）に設けた口座（前払金の受領専用のものに限る。）でその支払を受けようとする者が指定するものに，口座振替払の方法により行うものとする。

（前払金の追加支払）
第９条　市長は，前払金の支払をした後において，設計変更その他の理由により契約金額を著しく増額したときは，その増額後における市長の定める前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で，当該前払金の支払を受けた者に対し，追加して支払うことができる。
２　第６条から前条までの規定は，前項の規定により前払金を追加して支払う場合について準用する。
（前払金の返還）
第１０条　市長は，前払金の支払をした後において，設計変更その他の理由により契約金額を著しく減額したときは，受領済みの前払金額から減額後における市長の定める前払金額を差し引いた残額を，当該前払金の支払を受けた者に対し，返還させるものとし，契約金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし，市長が特に必要がないと認める場合はこの限りでない。
２　前項の超過額が相当の額に達し，返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは，協議して返還すべき超過額を定める。ただし，請負代金額が減額された日から３０日以内に協議が整わない場合には，市長が定め，通知する。
３　市長は，第１項の期間内に超過額を返還しなかったときは，その未返還額につき，同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について，その日数に応じ，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。）第８条に規定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
４　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，前払金の支払を受けた者に対し，既に支払った前払金の全部又は一部を返還させなければならない。ただし，市長が特に必要がないと認める場合はこの限りでない。
(1)　工事請負契約が解除されたとき。
(2)　保証契約が解除されたとき。
(3)　前各号に掲げるもののほか，前払金の支払を受けた者がこの要領の規定に違反した場合等で市長が特に必要があると認めるとき。
（前払金の使途制限）
第１１条　前払金は，土木建築に係る工事で，当該工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
第３章　中間前金払
（中間前金払の対象）
第１２条　中間前金払は，第８条第１項の規定により前払金の支払を行った工事の請負に係る契約で，次の各号に掲げる要件を全て満たすものについて行うものとする。
(1)　工期（継続事業にあっては，当該会計年度における工事実施期間。次号において同じ。）の２分の１を経過していること。

(2)　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
(3)　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額（継続事業にあっては，当該会計年度の出来高予定額）の２分の１に相当する額以上であること。
(4)　条件付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下,「政令」という。）第１６７条の５の２の規定により資格を定めて行う入札をいう。）の対象工事であること。
２　前項第３号の既に行われた当該工事に係る作業とは，施工完了のものとする。

（令３・一部改正）

（中間前払金の額等）
第１３条　中間前払金の額は，契約金額の１０分の２以内とする。（その額が契約金額の１０分の６に相当する額から既に支払った前払金の額を控除した額を超える場合にあっては，当該額。次項において同じ。）とする。
２　継続事業については，会計年度ごとに中間前金払を行うものとし，各会計年度分の中間前払金の額は，前項の規定にかかわらず，各会計年度における出来高予定額の１０分の２に相当する額とする。
（中間前金払に係る認定）
第１４条　中間前金払を請求しようとする者は，第１２条に規定する要件に該当することについて，市長に中間前払金認定請求書に工事履行報告書,「工事の進捗状況を表示した工程表」その他の出来高が確認できる数量表等を添えて提出し，その認定を受けなければならない。
（中間前払金の支払請求）
第１５条　中間前払金の支払請求は，第１８条において準用される第６条第１項の保証契約に係る保証証書に掲載されている保証金額の範囲内において，公共工事（前払金・中間前払金）請求書を市長に提出し，かつ，当該保証証書を市長に寄託して行わなければならない。ただし、保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、当該保証証書を寄託したものとみなす。
（中間前払金の追加支払）
第１６条　第９条の規定は，中間前払金について準用する。この場合において，第９条第１項中「１０分の４」とあるのは「１０分の６」と，「前払金の額」とあるのは「前払金及び中間前払金の額」とする。
２　第１５条の規定は，前項の規定により中間前払金を追加して支払う場合について準用する。
（中間前払金の返還）
第１７条　第１０条の規定は，中間前払金について準用する。
（前払金に関する規定の準用）
第１８条　第３条第２項，第４条第３項及び第４項，第５条，第６条第１項，第８条及び第１１条の規定は，中間前払金（第１６条の規定により追加して

支払う中間前払金を含む。）について準用する。

第４章　部分払

（部分払の対象）

第１９条　部分払は，工事の請負に係る契約で，次の各号に掲げる要件を全て満たすものについて行うものとする。

⑴　建設業法第２条第１項に規定する建設工事であること。

⑵　工期が６０日以上であること。

２　市長は，工事内容等により部分払の必要がないと認める場合は，前項の規定にかかわらず，部分払を行わないことができる。

（中間前金払と部分払の選択に係る届出等）

第２０条　中間前金払又は部分払のいずれかを受けることができる工事を受注した者は，その契約締結時において中間前金払と部分払のいずれを受けるかを選択するものとし，その後においてこれを変更することはできない。

２　前項に規定する者は，同項の規定による選択をしたときは，その選択の内容を記載した中間前金払と部分払の選択に係る届出書を市長に提出しなければならない。

３　市長は，前項の規定により中間前金払を受ける旨の届出を行った者に対しては，部分払は行わないものとする。ただし，市長が必要があると認めるときは，当該者に対して，当該会計年度末において部分払を行うことができる。

（部分払の回数）

第２１条　部分払の回数は，工期が６０日以上１２０日以内の場合は１回以内，１２１日以上２４０日以内の場合は２回以内，２４１日以上３６０日以内の場合は３回以内とする。ただし，市長が工事内容等によりこれによりがたいと認める場合は，別に定めることができるものとする。

２　前項の規定は，継続事業については適用しないことができる。この場合において，部分払の回数は，その都度別に定めるものとする。

（部分払の限度額）

第２２条　部分払は，検査に合格した既済部分に対する代価の１０分の９に相当する額を超えない範囲において行うものとする。

２　前項の代価は，協議して定めるものとする。ただし，市長が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には，市長が定め，通知する。

（部分払金の額の算定）

第２３条　部分払金の額は，次の算式により算定するものとする。

部分払金の額≦検査に合格した既済部分に対する代価×（9／10－前払金額／契約金額）

＊前払金額には，中間前金払が行われた場合には，中間前払金の額を含む。

２　部分払が２回以上ある場合において，その２回目以降の部分払金の額は，第１項の規定により算定された金額から前回までの部分払金の額を控除して得た金額とする。

３　前２項の規定にかかわらず，前金払を行っている継続事業に係る各会計年度における部分払金の額は，次の算式により算定するものとする。ただし，第４条第３項（第１８条において準用する場合を含む。）に規定する額の前払

金を支払った場合は，この限りではない。部分払金≦検査に合格した出来高部分に相応する代価×9／10－（検査に合格した出来高部分に相応する代価－前年度までの出来高予定額）×当該会計年度の前払金額／当該会計年度の出来高予定額－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

＊前払金額には，中間前金払が行われた場合には，中間前払金の額を含む。

（部分払の表示）

第２４条　第５条の規定は，部分払について準用する。

（部分払金の支払請求の手続）

第２５条　部分払金を請求しようとする者は，あらかじめ，当該請求に係る工事の出来高部分について，検認届により市長の検査を受けなければならない。

２　前項に規定する届出があったときは，市長は，１４日以内にその届出に係る出来高部分について検査を行い，その結果を工事請負者に通知するものとする。

３　前項に規定する検査において確認があったときは，部分払を請求することができるものとする。

（部分払金の支払）

第２６条　部分払金は，前条第３項の請求を受けた日から起算して２０日以内に支払うものとする。ただし，市長が特別の理由があると認める場合は，その支払期限を延長することができる。

第５章　雑則

（継続事業に係る前払金等の取扱い）

第２７条　継続事業に係る前金払，中間前金払又は部分払は，当該会計年度の予算の範囲内において行うものとする。

（入札不調後の随意契約に係る前払金等の取扱い）

第２８条　政令第１６７条の２第１項第８号の規定による随意契約に係る前金払，中間前金払又は部分払は，最初競争入札に付するときに定めた条件で行うものとする。

（令３・追加）

（前払金等の端数計算）

第２９条　前払金若しくは中間前払金に１０，０００円未満の端数があるとき又は部分払金に１，０００円未満の端数があるときは，これらを切り捨てるものとする。

（補則）

第３０条　この要領に定めるもののほか，この要領の施行について必要な事項は，別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要領は，平成２５年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領は，この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附　則

この要領は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の芦屋市公共工事の前金払及び部分払に関する要領の規定は、令和８年４月１日以降に公告又は指名を行う入札等について適用し、この要領の施行の日前に公告又は指名を行った入札等については、なお従前の例による。